

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	公営住宅管理関連事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芽室町は、公営住宅管理関連事務事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

公営住宅管理関連事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の取扱に関する契約を締結することで、万全を期している。

## 評価実施機関名

芽室町長

## 公表日

令和1年6月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅管理関連事務 基礎項目評価書
②事務の概要	<p>公営住宅法及び芽室町公営住宅管理条例に基づき、公営住宅の管理、住宅使用料の賦課、徴収及び収納管理等の事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①収入の申告の受理、審査、応答に関する事務</li><li>②家賃・金銭・敷金の減免申請受理、審査、応答に関する事務</li><li>③敷金の徴収に関する事務</li><li>④家賃・敷金・金銭の徴収猶予の申請受理、審査、応答に関する事務</li><li>⑤入居の申込み受理、審査、応答に関する事務</li><li>⑥同居・承継承認申請の受理、審査、応答に関する事務</li><li>⑦高額所得者の明渡しの請求に関する事務</li><li>⑧高額所得者の家賃決定・金銭の徴収に関する事務</li><li>⑨高額所得者の明渡し期限延長申出受理、審査、応答に関する事務</li><li>⑩収入超過者等への他の住宅あっせんに関する事務</li><li>⑪収入状況の報告の請求等に関する事務</li><li>⑫条例で定める事項に関する事務</li></ul>
③システムの名称	公営住宅管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一 (19,35の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (31,54の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	芽室町住民生活課
②所属長の役職名	住民生活課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	芽室町住民生活課 北海道河西郡芽室町東2条2丁目14 ☎0155-62-9723
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	芽室町住民生活課 北海道河西郡芽室町東2条2丁目14 ☎0155-62-9723

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1万人以上10万人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 变更箇所